

著作権の譲渡について

河川部水政課 行政第三係 竹中 優香

1、 前提となる背景

今回問題となったのは、ビデオテープを中心とする映像媒体に記録された、河川管理に関する映像データ群の著作権である。これは、この度解散する業者 A (以下、A 社と呼称) が現在所有する映像媒体内に存在する。これらの映像について自由に編集、複製等を行う権利を無償で譲り受ければ有効活用が可能と考えられ、著作権の観点から検討を行った。

なお今回は、著作物の媒体を譲り受けないまま著作権を無償取得することを前提としている。

2、 著作権とは

著作権とは一般に、無体物に係る複数の権利の総称とされ、著作権が発生する無体物を著作物、著作物の作者を著作権者と呼称する。また、著作権は作品が創作されはじめたとき当然に発生し、著作権者は著作権を享有するにあたっていかなる手続きをも必要としない。

たとえば油絵を例に挙げると、キャンバスという有体物としての側面と、芸術的価値という無体物としての側面を持つ。単に「絵画を購入する」と言う場合、それは所有権の売買によってキャンバスを手に入れる行為と推測される。所有権は有体物を排他的に所有する権利なので、取得したからといって無体物に係る権利である著作権に影響を及ぼすことはない。よって絵画の購入者が自らを絵画の著作者であると主張した場合、著作権侵害となる。

著作権は複数の権利であると述べたが、前述の様に正しい著作者を表明する権利（著作権法《以下、法》19条の氏名表示権）等は、一身専属で譲渡のできない権利である。一方で、作品を複製する権利等（法21条の複製権）、譲渡を認められた著作権も存在する。

著作権について、口頭や黙認による譲渡を認める判例は存在するものの、著作物の安全利用を目的とする場合、当然そのような手法は避けるべきである。たとえば出版社が小説の作者からその出版に関する権利を買い取る場合、著作権譲渡契約が行われることが多いと考えられるため、今回も譲渡契約書又は覚書の必要条項について検討することを方針とした。

第3章及び第4章では、譲渡契約に際し前提として確認すべき以下二点について説明する。

- ① 当該の著作権について、現在も有効か
- ② 著作権のうち、いずれの権利を譲渡するか

3、 著作権の性質と保護期間について

著作物という言葉の定義、及び著作権法において保護される著作物については、それぞれ法2条1項1号及び法6条に定義されており、すなわち次のとおりである。

- ① 思想又は感情を創作的に表現したもの（文芸、学術、美術又は音楽）
- ② 日本国民（日本の法人を含む）の著作物
- ③ 最初に国内において発行された著作物
- ④ そのほか、条約により日本国が保護の義務を負う著作物

これによれば今回譲受を予定する映像のうち、監視カメラ映像等単なる記録に過ぎないものはそもそも著作権が発生しないが、A社が学術的な目的をもってこれらの映像を編纂した場合、その映像は編纂者であるA社を著作者とする著作物として扱われる。またA社が日本国の法人であることに疑いはないから、当該映像データは日本国の著作権法の保護下にある。

具体的な著作物の例示は法10条から法12条に記載されており、今回は法10条7号の「映画の著作物」に相当すると推測される。なお、法13条には著作権の目的とならない著作物について規定されている。

このように著作権の性質を確認するのは、著作権の保護期間を正確に把握するためである。

著作権の保護期間に関する定めは法51条から法58条にあり、原則として著作物の創作の時から著作者死後70年までとされている。また著作権者の死亡後、著作権は相続の対象となるが、相続者がいない著作権はこの保護期間の終了を待たずに消滅する（法62条）。法人その他団体名義の著作物及び映画の著作物の場合、保護期間の始点が著作物の公表からと定められ、法人の解散によって著作権が消滅する。今回のように、解散する法人から著作権を消滅させないまま譲り受けたい場合、法人の解散前に契約を締結しなければならない。

なお、著作権が保護期間を過ぎた、あるいは消滅した著作物は「パブリックドメイン」と呼ばれる。こうなれば譲渡や利用許諾を受けずに著作物を利用しても賠償等を求められることは少ないが、これを完全な自由利用ができる状態と断言することはできない。現所有者の所有権等を侵害するような行為はもちろんのこと、著作権のうち一身専属の権利は、消滅後も侵害行為をしてはならないことと定められている（法60条）ためだ。著作権の一身専属の権利については、次章で詳しく述べる。

今回は当てはまらないが、対象の作品に対し著作権以外の知的財産権が設定されている場合もある。産業財産権とは、著作権と異なり経済産業省特許庁への出願を起点として効力を発する知的財産権で、特許庁が所管する特許権・実用新案権・意匠権・商標権のことを指す。特許権と意匠権は出願・登録から原則20年、他は10年（商標権は更新可）の間存続する。

たとえばインテリアデザインについて、芸術性が著作物としての性質を持つと同時に、そのデザインが意匠権の登録を受けていることも考えうるが、その場合著作権に関する契約だけでは安全なその後の利用には不十分である。こういった登録やその他権利の有無を確認し、取引の安全性を確保しなければならない。産業財産権の登録状況を調べるには、「特許情報プラットフォーム (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>)」で検索する、特許庁の公報を確認するなどの手段が有用である。

4、 譲渡できる著作権、できない著作権

表1 著作権に含まれる権利と著作権譲渡

	具体的な権利	著作権の譲渡契約時の扱い
著作権(著作財産権) に含まれる権利	複製権、上演権及び演奏権、上映権、公衆送信権等、 口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権 (著作権法第21条～第26条の3)	単に著作権の譲渡と言った場合、 これらの権利が譲渡されることを意味する
	翻訳権、翻案権等及び 二次的著作物の利用に関する原作者の権利 (著作権法第27条及び第28条)	特掲されていない場合、元の著作権者に 留保されているものと推定される (著作権法第61条第2項)
著作者人格権	公表権、氏名表示権、同一性保持権 及び名誉声望保持権 (著作権法第18条～第20条及び第113条第7項)	著作者の一身に専属し、譲渡できない (著作権法第59条)

著作権は複数の権利の総称であることはすでに述べたが、その内容は3つに分けられる。

まずは譲渡可能な著作権、すなわち複製権、上演権及び演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権である。これらは法21条から法26条第3項に規定され、通常著作権の譲渡といえ、これらの権利の全部又は一部を譲り渡すことを指す。

次に法27条及び法28条に規定される翻訳権、翻案権等及び二次的著作物の利用に関する原作者の権利であるが、これは元の著作物を改変して利用する権利、改変して作られた著作物(二次的著作物)に対し行使する権利である。著作権譲渡契約を行う場合、それは現存する著作権についての契約であって、以降創作されるかもしれない翻案物等の利用権は留保されたままであると推測される為、特段の記述がなければ、この二条に定める権利は元の著作権者に留保されたものととらえられる(法61条2項)。つまり、著作物を今後改変・改良するつもりがあるならば、「著作権(著作権法27条及び法28条に規定する権利を含む)」というような記載でもって、これらの権利の譲渡を特掲する必要がある。

上の譲渡可能な著作権と併せて、これらを著作財産権と呼称する。

最後に、譲渡できない著作権について説明する。具体的には法18条から法20条に規定される公表権、氏名表示権、同一性保持権のことで、それぞれ作品を公表する又はしない権利、氏名やペンネームを著作者として表示する又はしない権利、著作物とタイトルを勝手に改変されない権利であり、総称して著作者人格権と呼ぶ。また法113条7項では、著作者の名誉を害する著作物利用は著作者人格権の侵害とみなす規定がある(名誉声望保持権)。

これらは著作者の人格的利益を保護することを目的とする権利で、その性格上他者に譲渡・相続等できない、一身専属の権利である。そのため、著作権譲渡契約においてこれらの権利に言及する場合、譲渡ではなく「譲受人及び譲受人の指定する第三者に対する不行使」という形で制限をかけることになる。

5、 著作権の保護に関する関係制度

通常の譲渡契約であれば、著作財産権の譲渡内容・著作者人格権の不行使の条項に加え、原著作物の所有権譲渡に関する条項や、譲渡の対価支払いに関する条項を盛り込むことで契

約書の骨子が完成するが、今回は不要であるため論じないこととする。また、取引のリスクヘッジ条項として著作権の二重譲渡を禁止する条項、第三者の知的財産権について侵害しないことを保証する（及び万一侵害があった場合は著作権の譲渡者が紛争を解決する、あるいは譲受者に生じた損害を賠償する）条項を特筆する場合もある。

さらに取引の安全性を高めたい場合、文化庁の「著作権登録制度」を利用することもできる。著作権は自然的に発生するため、登録自体に著作権の発生作用や転移作用はないが、たとえば著作権二重譲渡が起こった場合、登録の事実を対抗要件として扱うことができる。

登録費用は一件につき 18,000 円で、申請書に添えて登録原因を証明する書類（譲渡契約書の写し等）、著作物の内容を記した明細書等を求められる。また、登録権利者は著作権譲受者だが、登録義務者は譲渡者であり、譲受者が単独で登録する場合は譲渡者から単独登録承諾書を受領しなければならない。

ほとんどの必要書類の作成に双方の協力を要するため、登録制度を利用する予定がある場合、協力を義務付けてもよいだろう。

6、まとめ

以上を踏まえると、今回の前提における著作権譲渡契約書の記載項目は以下のとおり。

- ① 著作財産権の譲渡内容（全部譲渡の場合、法第 27 条及び第 28 条の特掲）
- ② 著作者人格権の不行使
- ③ 著作権二重譲渡の禁止（必要に応じて）
- ④ 第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する項目（必要に応じて）
- ⑤ 著作権登録制度に係る関係書類作成の要請（必要に応じて）

実際の契約にあたっては、弁護士相談制度及び著作権登録制度の利用等を視野に入れ、内容を調整する方針である。

著作権及び知的財産権は、私たちの生活に身近でありながら、学習機会の少ない権利である。創作的アイデアの表現方法の発達とともに著作物の定義は拡大傾向にあり、行政庁職員が著作権法の知識を求められる場面もいずれやってくるだろう。今回の知識を応用してさらに幅広いケースに対応できるよう、理解を深めたい。

7、参考文献

「知的財産法Ⅱ 著作権法」（有斐閣ストゥディア 駒田泰士・潮海久雄・山根崇邦／著）
文化庁 Web サイト「著作権」（<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html>）
著作権なるほど質問箱（<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/>）
著作権法逐条解説（<http://hirao-pat.in.coocan.jp/copyright/right1.htm>）
特許庁 Web サイト「産業財産権について」（<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai01.html>）